お客様各位

栃木信用金庫

ウェルネス休暇(特別休暇)の創設について

栃木信用金庫は、働き方改革の一環として2024年4月1日より、職員の健康を 重視した休暇「ウェルネス休暇」を創設いたします。

当金庫は、役職員が私心身ともに健康であるために健康維持・増進に全力で取組み健全な 職場環境づくりをこれからも目指してまいります。

記

- 1. ウェルネス休暇
 - ① 役職員の健康を重視した休暇として年間3日間(半日単位も可能)を付与
 - ② 健康診断・人間ドックでの受診および再検査、ワクチン接種、つわり、更年期不調 不妊治療、生理等を対象
- 2. 対象者

全役職員 (パート職員も含む)

以上

栃木信用金庫SDGs宣言

栃木信用金庫は、国連が提唱する「SDGs (持続可能な開発目標)」を金庫経営に反映し、 相互扶助の精神に適った地域のお客さまのサポート役、そして最良のパートナーとして、 地域の持続的な成長に貢献してまいります。



1. お客さまの未来のために











2. ふるさと、この地域の未来のために











3. 自分自身の未来のために







